

資料

令和 7 年第 4 回定例市議会議案  
条例新旧対照表



議案第 48 号	藤井寺市事務分掌条例の一部改正について	
	藤井寺市事務分掌条例の一部改正案	1
議案第 49 号	藤井寺市行政手続条例の一部改正について	
	藤井寺市行政手続条例の一部改正案	3
議案第 50 号	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	
	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案（第 1 条関係）	5
	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正案（第 2 条関係）	6
	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案（第 3 条関係）	7
	藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案（第 4 条関係）	8
議案第 51 号	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案	9
議案第 54 号	藤井寺市下水道条例の一部改正について	
	藤井寺市下水道条例の一部改正案	10
議案第 55 号	藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について	
	藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正案	11
議案第 56 号	藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正案	12



議案第 48 号

藤井寺市事務分掌条例の一部改正について

○藤井寺市事務分掌条例（平成27年藤井寺市条例第36号） 新旧対照表

改正後	改正前
<b>（分掌事務）</b>	<b>（分掌事務）</b>
第2条 前条に定める組織等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。	第2条 前条に定める組織等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
危機管理監	危機管理監
（1） 危機管理の統括に関すること。	（1） 危機管理の統括に関すること。
政策企画部	政策企画部
（1） 秘書に関すること。	（1） 秘書に関すること。
（2） 市政の総合企画、調査、総合調整及び主要事業の進行管理に関するこ と。	（2） 市政の総合企画、調査、総合調整及び主要事業の進行管理に関するこ と。
（3） <u>公有財産の活用の統括に関すること。</u>	（4） <u>公有財産の活用の統括に関すること。</u>
（4） <u>情報政策及びDX推進に関すること。</u>	（5） <u>情報政策及びDX推進に関すること。</u>
（5） <u>広報及びシティセールスの統括に関すること。</u>	（6） <u>広報及びシティセールスの統括に関すること。</u>
総務部	総務部
（1） 議会に関すること。	（1） 議会に関すること。
（2） 法規、文書及び統計に関すること。	（2） 法規、文書及び統計に関すること。
（3） 公有財産の管理の統括に関すること。	（3） 公有財産の管理の統括に関すること。
（4） <u>組織機構に関すること。</u>	（4） <u>組織機構に関すること。</u>
（5） <u>職員の定数、人事、給与及び研修に関すること。</u>	（5） <u>職員の定数、人事、給与及び研修に関すること。</u>
（6） <u>財政及び行財政改革に関すること。</u>	（6） <u>財政及び行財政改革に関すること。</u>
（7） <u>市税に関すること。</u>	（6） <u>市税に関すること。</u>
（8） <u>契約及び検査に関すること。</u>	（7） <u>契約及び検査に関すること。</u>
（9） <u>他組織等の所掌に属しないこと。</u>	（8） <u>他組織等の所掌に属しないこと。</u>
市民生活部	市民生活部
（1） 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。	（1） 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
（2） 広聴、消費生活、文化振興及び自治の推進に関すること。	（2） 広聴、消費生活、文化振興及び自治の推進に関すること。

改正後	改正前
(3) 人権擁護及び男女共同参画に関すること。 (4) 環境保全及び環境衛生に関すること。 (5) 一般廃棄物の処理及び清掃に関すること。 (6) 観光に関すること。 (7) <u>商工業、農業及び労働</u> に関すること。	(3) 人権擁護及び男女共同参画に関すること。 (4) 環境保全及び環境衛生に関すること。 (5) 一般廃棄物の処理及び清掃に関すること。 (6) 観光に関すること。 (7) 商工業及び労働に関すること。
健康福祉部	健康福祉部
(1) 社会福祉（他組織等の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (2) 介護保険に関すること。 (3) 国民健康保険、国民年金及び医療給付に関すること。 (4) 保健医療及び健康づくりに関すること。	(1) 社会福祉（他組織等の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (2) 介護保険に関すること。 (3) 国民健康保険、国民年金及び医療給付に関すること。 (4) 保健医療及び健康づくりに関すること。
こども未来部	こども未来部
(1) 子育ち及び子育ての支援に関すること。 (2) 保育に関すること。	(1) 子育ち及び子育ての支援に関すること。 (2) 保育に関すること。
都市整備部	都市整備部
(1) 都市計画、景観計画及び住宅に関すること。 (2) 開発指導及び屋外広告物に関すること。 (3) 市街地整備に関すること。 (4) 公園及び緑化に関すること。 <u>(5)</u> 公共下水道に関すること。 <u>(6)</u> 道路、橋りょう及び交通政策に関すること。 <u>(7)</u> 河川及び水路に関すること。	(1) 都市計画、景観計画及び住宅に関すること。 (2) 開発指導及び屋外広告物に関すること。 (3) 市街地整備に関すること。 (4) 公園及び緑化に関すること。 <u>(5)</u> 農業に関すること。 <u>(6)</u> 公共下水道に関すること。 <u>(7)</u> 道路、橋りょう及び交通政策に関すること。 <u>(8)</u> 河川及び水路に関すること。

## 議案第 49 号

### 藤井寺市行政手続条例の一部改正について

#### ○藤井寺市行政手続条例（平成 11 年藤井寺市条例第 3 号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨</u>を藤井寺市役所前の掲示場に掲示することによって行うことができる。<u>この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>
<p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨</u>（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を藤井寺市公告式条例（昭和 34 年藤井寺市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧ができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>	
<p>(代理人)</p> <p>第 16 条 前条第 1 項の通知を受けた者（<u>同条第 4 項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(代理人)</p> <p>第 16 条 前条第 1 項の通知を受けた者（<u>同条第 3 項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p>	<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p>
<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第4項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「<u>第28条第1項第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「<u>第29条において準用する第15条第4項後段</u>」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「<u>聴聞の通知があった時から聴聞が終結するまで</u>」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「<u>第29条において準用する第18条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同項第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「<u>第29条において準用する第15条第3項後段</u>」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「<u>聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時</u>」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「<u>第29条において準用する第18条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p>

## 議案第 50 号

### 藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表  
(第1条関係)

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）であって、次のいずれにも該当するものとする（第40条において同じ。）。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）であって、次のいずれにも該当する者とする（第40条において同じ。）。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

○藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表  
 (第2条関係)

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

○藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表  
(第3条関係)

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士（法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

○藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年藤井寺市条例第20号） 新旧対照表  
(第4条関係)

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p>
2・3 略	2・3 略

議案第 51 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p>	<p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳（母子保健法第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。）又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。	3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳（母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。）又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。
4（略）	4（略）

## 議案第 54 号

### 藤井寺市下水道条例の一部改正について

#### ○藤井寺市下水道条例（平成14年藤井寺市条例第9号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事は除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事は除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第 55 号

藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について

○藤井寺市立市民運動広場条例（昭和56年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
藤井寺市立青少年運動広場 Aグラウンド Bグラウンド	藤井寺市大井1丁目433番地の3 藤井寺市大井1丁目433番地の2	藤井寺市立青少年運動広場 Aグラウンド Bグラウンド	藤井寺市大井1丁目433番地の3 藤井寺市大井1丁目433番地の2
藤井寺市立大和川河川敷運動広場 船橋河川敷野球場 船橋河川敷テニスコート	藤井寺市船橋町9番地の1先	藤井寺市立大和川河川敷運動広場 船橋河川敷野球場 船橋河川敷テニスコート	藤井寺市船橋町9番地の1先
藤井寺市立スポーツセンター	藤井寺市林1丁目18番地の4	藤井寺市立大和川河川敷西運動広場 小山河川敷運動広場 小山河川敷テニスコート	藤井寺市小山7丁目1013番地先
(略)		藤井寺市立スポーツセンター	藤井寺市林1丁目18番地の4
		(略)	

## 議案第 56 号

### 藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

#### ○藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p><b>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</b></p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p><b>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</b></p> <p>第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p><b>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</b></p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p><b>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</b></p> <p>第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

